

警察行政の概要



広島県警察本部

目 次

1	公安委員会	1
2	広島県警察組織体制	2
3	警察関係予算	5
4	基本方針及び運営重点	6
5	主要施策	7
(1)	総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化	7
(2)	子供・女性・高齢者等を守る取組と少年非行防止対策の推進	9
(3)	住民の安心感を高める地域警察活動の推進	10
(4)	組織犯罪対策の推進	10
(5)	交通事故の抑止と安全で円滑な交通の確保	11
(6)	災害、テロ等緊急事態対策の推進	13
(7)	サイバー空間の安全の確保	14
(8)	複雑化する社会に適応する警察運営の推進	15



1 公安委員会

(1) 公安委員会の役割

公安委員会は、昭和29年の現行警察法制定時に設置され、県知事の所轄の下に、県民の良識を代表する者によって構成される合議制の行政委員会で、警察の民主的管理と政治的中立性を確保することを目的として設けられた機関である。

公安委員会は、警察法第38条第3項の規定に基づき、県警察を管理する責任を負うほか、法令の規定に基づきその権限に属された事務をつかさどる。

また、警察行政に関する大綱方針を決定し、県警察の取組等について所要の報告を徴するとともに、県警察の業務運営がその大綱方針に沿って運営されるよう管理を行っている。

(2) 公安委員会の権限行使

公安委員会は、会議の議決によりその権限を行うこととされており、合議体としてその権限を行使している。

(3) 委員の任命及び任期

広島県公安委員会は、警察法第38条第2項の規定に基づき、5名の委員で組織されている。

委員は、広島県議会議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、県知事が県議会の同意を得て任命することとなっている。

ただし、委員のうち2名については、広島市議会議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、広島市長が市議会の同意を得て推薦したものについて、県知事が任命することとなっている。

任期は3年で、2回に限り再任されることができる。

【広島県公安委員会】

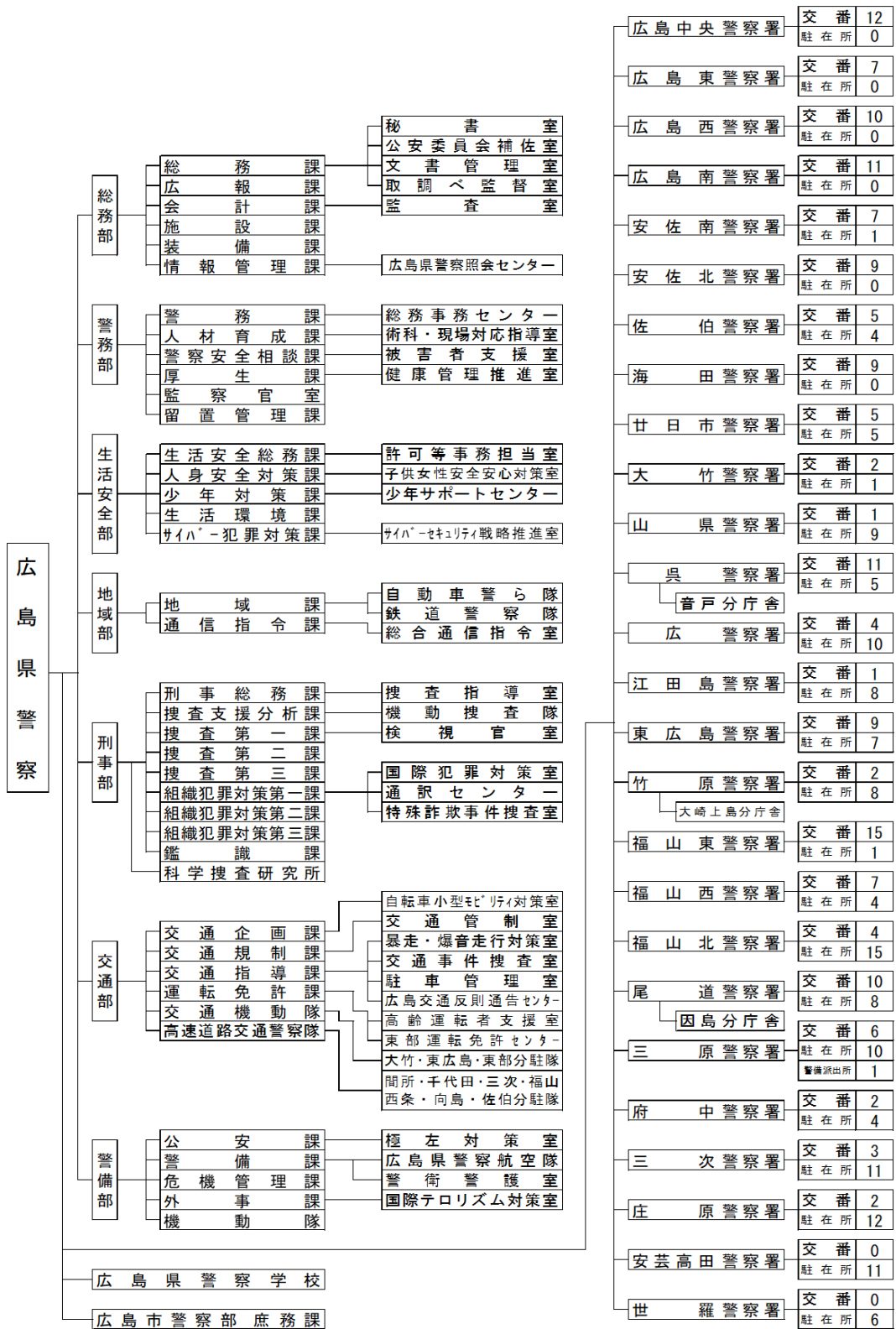
職名	氏名	就任年月	職業	備考
委員長	西 野 泰 代	平成30年5月	大学教授	広島市推薦3期目
委 員	松 岡 秀 夫	令和4年10月	会社相談役	1期目
	古 賀 輝 郎	令和5年7月	元裁判官	1期目
	藤 本 慎 介	令和6年7月	会社社長	1期目
	井 口 郁 雄	令和7年5月	医師	広島市推薦1期目

2 広島県警察組織体制

(1) 組織（令和7年4月1日現在）

広島県警察組織図

令和7年4月1日現在



□ 警察本部 7部、1校、40所屬(35課、1室、3隊、1所)

警察署	警察署	分庁舎	交番	駐在所	署所在地	警備派出所
	26	3	154	140	13	1

※ 署所在地(広島南警察署、広島東警察署、佐伯警察署、廿日市警察署、山県警察署、江田島警察署、竹原警察署、福山北警察署、府中警察署、三次警察署、庄原警察署、安芸高田警察署、世羅警察署)

(2) 体制（令和7年4月1日現在）

ア 警察職員の条例定員及び配分状況

区 分	警察官						警察官以 外の職員	合計
	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	小計		
本 部	90	163	535	459	319	1,566	364	1,930
警察署	63	171	982	1,110	1,297	3,623	156	3,779
計	153	334	1,517	1,569	1,616	5,189	520	5,709

イ 警察職員の条例定員の推移

年度		29	30	元	2	3	4	5	6	7
区分		5,709	5,709	5,709	5,709	5,709	5,709	5,709	5,709	5,709
警察官	増員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	定員	5,189	5,189	5,189	5,189	5,189	5,189	5,189	5,189	5,189
警察官以 外の職員	増員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	定員	520	520	520	520	520	520	520	520	520

(3) 令和7年度組織体制整備

ア 人的リソースの重点化等により体制を抜本的に強化する事項

(ア) サイバー空間における対処能力の強化

サイバー空間の脅威に的確に対処するため、生活安全部サイバー犯罪対策課の体制を強化

(イ) 匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締り体制の強化

SNSを通じるなど、つながりが流動的で匿名性の高い通信手段等を活用した犯罪グループに対する戦略的な取締り体制を構築するため、刑事部組織犯罪対策第一課の体制を強化

(ウ) 特殊詐欺に係る広域的な捜査連携の強化

広域に行われる特殊詐欺に的確に対処するとともに、他の都道府県警察からの捜査嘱託を受理する体制を構築するため、刑事部組織犯罪対策第一課の体制を強化

(エ) 経済安全保障の確保その他の対日有害活動対策の強化

経済安全保障の確保、その他対日有害活動への対策を強化するため、警備部外事課の体制を強化

(オ) ローン・オフエンダー等に対する対策の強化

ローン・オフエンダー等に対する対策を強化するため、警備部公安課の体制を強化

(カ) 県警察の機能強化に向けた体制の強化

警察力の適正配置を見直し、県警察の機能強化を図るため、警務部参事官（公安職）の新設等により、警務部警務課の体制を強化

(キ) 庁舎建替事業等の推進に向けた体制の強化

警察本部別館基町庁舎及びその他警察施設の建替事業等に対応するため、総務部参事官（行政職）を新設

イ 組織内の人的リソースを一層有効に活用するために業務の効率化・合理化のための見

直しを行うべき事項及び働き方改革に向けて取り組む事項

(ア) 部門横断的な捜査支援体制の強化

広島県警察全体における部門横断的な犯人割出等の捜査支援体制を強化するため、刑事部刑事総務課捜査支援室と刑事部機動捜査隊等を統合し、刑事部に捜査支援分析課を設置

(イ) 地域警察活動の体制の強化

組織的かつ一元的な地域警察活動を実施するため、地域部の自動車警ら隊及び鉄道警察隊を廃止し、地域部地域課内に地域部地域課自動車警ら隊及び地域部地域課鉄道警察隊を設置し、地域部地域課の体制を強化

(ロ) 自動車専用道路に係る体制の強化

西広島バイパスにおける交通規制及び交通取締りのため、交通部高速道路交通警察隊内に佐伯分駐隊を設置し、交通部高速道路交通警察隊の体制を強化

(エ) 遺失物業務に係る支援体制の強化

遺失物業務を総務部会計課へ集約し、警察署における遺失物業務の支援及び業務の効率化を図るため、総務部会計課の体制を強化

(オ) 副署長設置による指揮体制の強化

警察署における管轄区域の治安情勢等により、指揮体制の強化及び業務の合理化を図るため、広島西警察署及び安佐南警察署に副署長を設置

(カ) 大規模警察署の体制の強化

繁華街・歓楽街における、事案対処能力を強化するため、広島中央警察署及び福山東警察署の体制を強化

(キ) 留置管理体制の再編

広島中央警察署及び竹原警察署留置施設を閉場し、広島市域及び南部ブロックにおける留置施設の集約化及び業務の高度化・効率化を図るため、留置管理体制を再編

(ク) 当直の当番制の拡大

現在、県内 5 警察署において当直の当番制を試行運用しているところ、さらに 12 警察署（広島東警察署、安佐北警察署、佐伯警察署、海田警察署、廿日市警察署、呉警察署、広警察署、東広島警察署、福山西警察署、福山北警察署、尾道警察署、及び三原警察署）においても試行運用を実施

3 警察関係予算

(1) 令和7年度当初予算

(千円)

区 分	令和7年度		令和6年度		増減	
		構成比(%)		構成比(%)		%
警 察 費	68,224,955	100.0	65,673,411	100.0	2,551,544	3.9
人件費	55,724,147	81.7	54,265,058	82.6	1,459,089	2.7
物件費	12,500,808	18.3	11,408,353	17.4	1,092,455	9.6

(2) 主要事業

(千円)

主 要 事 業 の 内 容	金 額
<u>1 交通安全施設整備費</u> ● 信号機新設・改良等 ● 道路標識及び標示の設置等 ● 信号灯器のLED化の推進	3,143,674
<u>2 交番・駐在所整備事業</u> ● 広島中央署 本通交番の代替施設借受 ● 建設：2施設 三次署 川西駐在所、佐伯署 河内駐在所 ● 設計：3施設 広島南署 広島駅交番、海田署 海田市駅前交番、江田島署 三高駐在所	133,800
<u>3 警察本部別館基町庁舎(仮称)建替等整備事業</u> ● 新庁舎の整備（建築設計） ● 別館基町庁舎（北館・南館）の解体工事等（解体工事、移転経費） ● 仮移転関係経費（民間ビルの賃貸借費等）	447,904

令和7年広島県警察

基 本 方 針

安全・安心を 県民とともに築く 力強い警察

運 営 重 点

- 総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化
- 子供・女性・高齢者等を守る取組と少年非行防止対策の推進
- 住民の安心感を高める地域警察活動の推進
- 組 織 犯 罪 対 策 の 推 進
- 交通事故の抑止と安全で円滑な交通の確保
- 災 害、テロ等緊急事態対策の推進
- サ イ バ ー 空 間 の 安 全 の 確 保
- 複雑化する社会に適応する警察運営の推進

5 主要施策

(1) 総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化

ア 総合的な犯罪抑止対策の推進

(ア) 「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の推移

- 平成15年1月1日 「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の施行
- 第1期（平成15年～平成17年）「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン
- 第2期（平成18年～平成22年）「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン
- 第3期（平成23年～平成27年）「なくそう犯罪」ひろしま新アクション・プラン
- 第4期（平成28年～令和2年）「めざそう!安全・安心・日本」ひろしまアクション・プラン
- 第5期（令和3年～令和7年）「減らそう犯罪」第5期ひろしまアクション・プラン

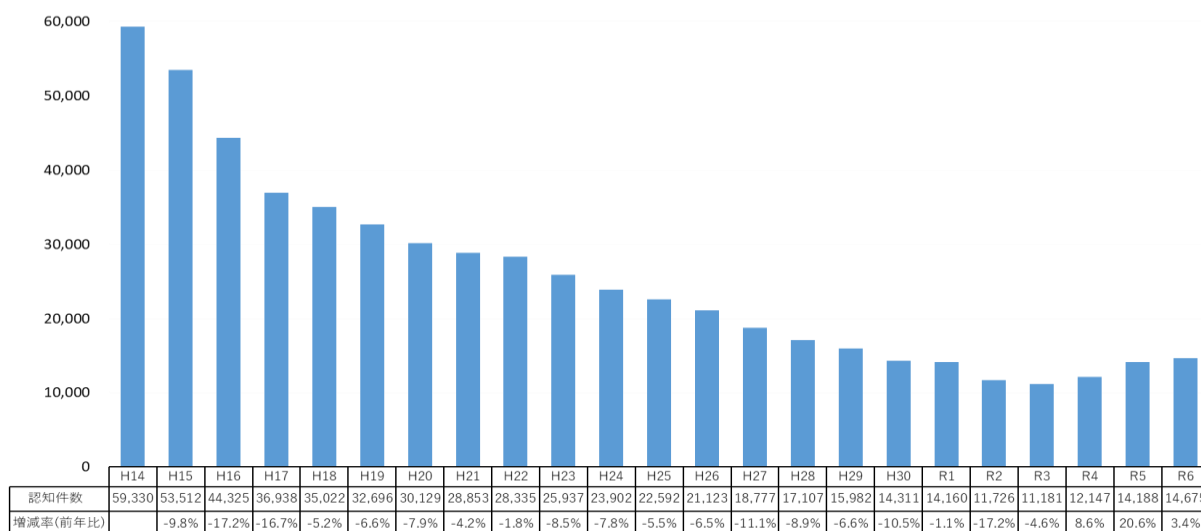
a アクション・プランの推進指標

- (a) 刑法犯認知件数 12,000件以下（令和6年：14,675件）
- (b) 治安良好と感じる人の割合 90%以上（令和5年：88.4%）

b アクション・プランの取組指標

- (a) 不安を感じる犯罪（8罪種）認知件数 5,500件以下（令和6年：6,349件）
注：不安を感じる犯罪～自転車盗、車上ねらい、器物損壊等、侵入強盗、侵入窃盗、住居侵入、不同意性交等、不同意わいせつ
- (b) 子供・女性・高齢者が被害者となる犯罪の認知件数 4,800件以下（令和6年：6,303件）
- (c) 特殊詐欺の年間被害総額 2億円以下（令和6年：11億6,646万円）
- (d) フィルタリング(スマートフォン)の使用率 37%以上（令和6年度：30.6%）

【刑法犯認知件数の推移】



(イ) 不安を感じる犯罪の抑止

- a オトモポリスや県警ホームページ、マスコミ等の多様な広報媒体の活用によるタイムリーな情報発信を推進する。
- b 市町、事業者並びに町内会等に対する働きかけや防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの普及啓発により防犯カメラの設置を促進する。
- c 住民が不安を感じる犯罪の抑止対策を重点的に推進し、安心感の醸成を図る。

(ウ) 特殊詐欺の抑止の推進

- a 高齢者だけでなく、子や孫を含めた幅広い世代に向けた広報啓発活動を推進し、特殊詐欺被害の抑止を図る。
- b 金融機関やコンビニ等、関係事業者と連携し、被害の水際阻止に向けた取組の強化を図る。
- c 犯人からの電話を直接受けることがないようにするため、国際電話の不取扱いの申込支援や、防犯機能付き電話機の普及促進活動を推進し、固定電話対策の強化を図る。

イ 検挙力の強化

(ア) 悪質重要犯罪の徹底検挙

a 重要犯罪の検挙

(a) 徹底した初動捜査活動による被疑者の早期検挙

重要事件発生時には捜査員を集中的に投入して、迅速的確な初動捜査を徹底するとともに、社会のデジタル化等に伴う犯罪の悪質化・巧妙化に対応するため、最新の捜査手法をより一層活用するなど、この種犯罪の徹底検挙と連続発生防止を図る。

(b) 未解決捜査本部事件捜査の推進

令和7年6月末時点、同月庄原警察署管内発生「東城町における女性被害殺人事件」や、平成12年山県警察署管内発生「特別養護老人ホームやすらぎ施設長殺人事件」等8件の未解決捜査本部事件がある。前記庄原警察署管内発生事件を除き、発生から15年以上が経過しており、それら事件捜査に当たっては、引き続き、効果的な広報による情報提供活動を継続するとともに、捜査体制を継続・維持し、各種情報の掘り下げ、証拠資料の再鑑定、他事件の検挙被疑者に対する追及等、多角的な視野で着実な捜査を推進する。

b 重要知能犯罪の検挙

継続的かつ組織的な情報収集等により、政治・行政・経済を巡る不正や利権構造の実態把握等に努め、重要知能犯罪の検挙を強力に推進する。

c 重要窃盗犯罪の検挙

凶悪犯に移行するおそれが高く、広域的・連続的・組織的に敢行される重要窃盗犯罪を徹底検挙する。

(イ) 特殊詐欺の検挙の推進

全都道府県警察に設置された特殊詐欺連合捜査班（T A I T（タイト））を積極的に運用して、犯行拠点の摘発や詐取金送付先の搜索、だまされたふり作戦等による詐取金受取役被疑者の現場検挙を行うとともに、犯行に利用された預貯金口座など犯行ツールの遮断・無力化措置等を強力に推進する。

(ロ) SNS型投資詐欺・SNS型ロマンス詐欺の検挙の推進

SNS型投資詐欺・SNS型ロマンス詐欺プロジェクトチームと連携して、被害実態や手口等の把握・分析を行った上、犯行に使用された口座やSNSアカウント等の利用停止措置などの犯行ツール対策を徹底するとともに、T A I Tを活用した捜査を実施する。

(ハ) 科学技術の捜査への活用

客観証拠による立証を図り、複雑、多様化する犯罪捜査へ対応するため、DNA型

鑑定やポリグラフ鑑定をはじめ、各種鑑定を積極的に活用する。

(2) 子供・女性・高齢者等を守る取組と少年非行防止対策の推進

ア ストーカー・配偶者暴力事案への迅速・的確な対応

ストーカー被害等の相談等件数は高水準で推移しており、被害者等の安全の確保を最優先に、関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止及び被害者等の保護措置、組織的な対応及び関係機関・団体と連携した取組を推進する。

イ 児童虐待への対応における取組の強化

(ア) 児童の安全確保の徹底

児童虐待が疑われる事案について、関係部門が連携して、児童の安全を直接確認するとともに、事件化の可否等の判断を迅速に行い、児童の安全確保を最優先とした対応を徹底する。

(イ) 児童相談所等関係機関との連携強化

児童相談所等関係機関との情報共有を実質的なものとし、連携して対応することにより、児童虐待事案の早期発見と被害児童の早期保護に万全を期す。

ウ 子供・女性・高齢者等の犯罪被害防止対策等の推進

(ア) 子供・女性を犯罪から守るための取組

性犯罪等及び声掛け・つきまとい等の前兆事案に対して、集約した情報をもとに行方者を特定し、検挙又は指導・警告（先制・予防的活動）を行うことで、未然防止及び再発防止対策を推進する。

また、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議（平成30年6月22日）において決定された「登下校防犯プラン」に基づく子供の安全対策について、行政をはじめ様々な主体と協働・連携した各種施策を推進する。

(イ) 子供の性被害に係る対策の推進

児童ポルノ事犯をはじめとする悪質性の高い福祉犯に対する取締りを強化する。

また、SNSに起因する子供の性被害を防止するため、不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する取組を推進する。

(ウ) 保護者、児童生徒等に対する広報啓発活動の推進

中学生保護者を対象としたフィルタリングの利用や家庭内におけるルールづくりを推奨するなど広報啓発活動を推進する。

また、通信事業者と協同したインターネット関連の犯罪防止教室等を実施するとともに、学校等関係機関と連携し、子供が性被害の加害者・被害者・傍観者にもならないための予防教育や啓発活動を積極的に推進する。

(エ) 高齢者の犯罪被害防止・保護対策の推進

a 「減らそう犯罪」第5期ひろしまアクション・プラン（令和3年～令和7年）に基づき、「安全安心なまちづくり」と「安全安心をもたらす警察活動」を両輪として、高齢者の安全確保に向けた総合的かつ計画的な取組を推進する。

b 認知症高齢者等とその家族に適切な支援が提供されるように、市町との間で支援を要する認知症高齢者等の情報共有や速やかな情報提供が行われる環境づくりを推進する。

エ 非行少年を生まない社会づくりの推進

(ア) 集団的不良交友関係の解消に向けた対策の推進

集団的不良交友関係に関する情報を収集し、実態把握に努めるとともに、非行少年

グループ等の背後に潜む暴力団等も視野に入れた実態解明を進め、発生事案の早期検挙・補導等の再非行防止対策を推進する。

(イ) 立ち直り支援活動の推進

少年サポートセンターを中心に事件捜査等と連動した各種立ち直り支援活動を積極的に推進し、再非行防止を図る。

(ウ) 街頭補導活動の強化

少年非行を兆しの段階で抑止するため、不良行為少年に対する補導活動を積極的に実施して、非行防止を図る。

(エ) 学校等関係機関と連携した取組の推進

学校等関係機関と連携し、スクールサポーターを効果的に運用するとともに、犯罪防止教室の促進や学校担当制による少年補導協助員の活動の充実により、児童生徒の規範意識の向上を図る。

(3) 住民の安心感を高める地域警察活動の推進

ア 管内実態把握活動の推進

巡回連絡、交番・駐在所連絡協議会の開催など、あらゆる地域警察活動を通じて、地域住民の意見・要望を把握するとともに、地域が抱える問題及び地域住民のニーズを適切に把握する。

また、地域住民が不安を感じる犯罪や交通事故の予防に関する指導及び広報啓発活動を推進する。

イ 地域の実態に即した街頭警察活動の推進

把握した地域の問題解決を図るとともに、住民のニーズに応じていくため、管内の犯罪多発地域・時間帯等の分析結果を踏まえた効果的な警ら活動を推進するとともに、声掛け、職務質問などの街頭警察活動を推進し、制服警察官の姿を県民に示し、安心感の醸成を図る。

ウ 迅速的確な初動警察活動の推進

通信指令システム等の各種システムを効果的に活用するとともに、重大事件等の発生時においては、パトカー、航空機等の警察機動力を一元的に運用するなど、迅速的確な初動警察活動を推進する。

(4) 組織犯罪対策の推進

ア 暴力団等の壊滅に向けた総合的な対策の推進

(ア) 暴力団員等の徹底検挙と資金源封圧

首領等幹部をターゲットにした取締り、資金獲得犯罪の取締り、犯罪収益の剥奪など、暴力団に対して真に打撃を与える取締りを徹底する。

(イ) 暴力団排除活動の推進と暴力団離脱者の社会復帰支援

関係機関と連携し、暴力団排除活動を推進するとともに、暴力団組員に対しては組織からの離脱を促し、離脱者に対する社会復帰支援対策を徹底する。

(ウ) 暴力団情報の収集・分析

暴力団組織の実態解明に向けた情報収集・分析を推進する。

(エ) 保護対策の徹底

関係各課との連携を図り、適切な保護対策を実施する。

イ 匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化

(7) 匿名・流動型犯罪グループの実態解明

治安対策上問題のある犯罪者グループを実効的に把握し、同グループの資金獲得活動及びマネー・ローンダリングの実態解明に努める。

(イ) 匿名・流動型犯罪グループの検挙及び犯罪収益の剥奪

実態解明により選定した取締対象者を徹底検挙するとともに、犯罪収益の剥奪にも注力し、人的基盤・資金力双方に打撃を与える取締りを徹底する。

ウ 薬物銃器対策の推進

(7) 薬物・銃器事犯の徹底検挙及び密売・密輸組織の摘発

薬物・銃器事犯を徹底検挙するとともに、突き上げ捜査の実施、関係機関との協働により、密売・密輸組織の摘発を徹底する。

(イ) 薬物乱用防止対策及び違法銃器根絶対策の推進

各種広報媒体やキャンペーンの機会を活用し、薬物相談電話や拳銃 110 番報奨制度を広め、違法薬物・銃器根絶対策を推進する。

(ウ) 薬物・銃器事犯関連情報の収集・共有

逮捕被疑者や素行不良者等、あらゆる対象者から積極的に情報を収集し、共有・活用を図る。

エ 国際組織犯罪対策の推進

(7) 実態解明の推進

外国人コミュニティに関する情報を関係部門で共有するなどし、国際犯罪グループの実態解明を推進する。

(イ) 国際犯罪グループの弱体化・壊滅

国際犯罪グループの実態を解明して徹底検挙を図り、弱体化と壊滅を図る。

(ウ) 戦略的な犯罪インフラ事犯の取締り

外国人の不法入国、不法滞在を助長し、又は来日外国人が犯罪を繰り返し行うことを容易にする基盤の構築に係る犯罪インフラ事犯の戦略的な取締りを推進する。

(エ) 捜査連携の強化

部門横断的な情報共有を図りつつ効果的な取締りを推進するとともに、合・共同捜査、国際共助を積極的に実施するなどの捜査連携を強化する。

(5) 交通事故の抑止と安全で円滑な交通の確保

ア 交通事故の発生状況

区分 \ 年次		2	3	4	5	6
死者数		71 人	70 人	74 人	78 人	68 人
うち高齢者数		36 人	39 人	38 人	38 人	40 人
重傷者数		840 人	900 人	730 人	826 人	819 人
歩行者	件数	637 件	605 件	583 件	671 件	623 件
	死者数	28 人	31 人	21 人	25 人	28 人
自転車	件数	975 件	964 件	901 件	996 件	895 件
	死者数	10 人	4 人	6 人	7 人	7 人
飲 酒	件数	69 件	65 件	50 件	48 件	68 件
	死者数	3 人	7 人	3 人	2 人	6 人

注：「高齢者」は、65歳以上を指す。

注：「歩行者の件数」は歩行者が第1当事者又は第2当事者となった件数で、「死者数」は歩行者本人の死者数

注：「自転車の件数」は、自転車運転者が第1当事者又は第2当事者となった合計数で自転車相互事故は1件で集計し、「死者数」は自転車乗用中の死者数

注：「飲酒の件数」は、第1当事者（原付以上の車両運転者）に飲酒が認められた件数で、「死者数」は当該事故における死者数

イ 第11次広島県交通安全計画における目標

令和7年までに、

(ア) 交通事故死者数 年間 60人以下（うち高齢者死者数33人以下）

(イ) 交通事故重傷者数 年間 700人以下

を目標としている。

ウ 推進項目

(ア) 交通事故実態に即したきめ細かな交通安全教育等の推進

高齢者、幼児、歩行者、自転車利用者等、各対象の年齢、特性や交通実態等を踏まえ、各種施策を組み合わせた効果的な安全対策等を推進する。

a 高齢者対策

高齢者が安全な交通行動を実践することができるよう、シミュレータ等の各種教育資機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

b 歩行者保護対策

運転者及び歩行者に対して、交通安全教育等を通じて交通ルールの周知を図るとともに、関係機関・団体と連携した県民への広報啓発等の取組を実施するなど、総合的な対策を推進する。

c 自転車利用者対策

自転車乗車中の交通事故防止や自転車の安全利用を促進するため、車両としてのルールを遵守し、歩行者や他の車両に配慮した通行、ヘルメットの着用等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発を推進する。

d 飲酒運転対策

飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転による交通事故実態等を周知するための交通安全教育や広報啓発活動を推進する。

(イ) 交通情勢に応じた効果的な交通指導取締りの推進

交通事故抑止や被害軽減のため、飲酒運転、著しい速度超過、横断歩行者等妨害等の重大交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反に加え、県民の体感治安を悪化させる暴走・爆音走行等の迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

また、これらの違反を行う運転者への注意喚起に結びつくような広報を実施する。

(ロ) 安全で快適な交通環境整備の推進

交通安全施設の適切な維持管理と道路交通の安全と円滑を確保するため、交通環境の変化等により必要性の低下した交通安全施設の撤去を含め、交通実態に即した交通規制の見直し等を推進する。

(ハ) 適切な運転者対策の推進

悪質・危険運転者を早期に排除するための迅速かつ確実な行政処分を実施するほか、高齢者講習や認知機能検査、運転技能検査の円滑な受検・受講に向けた取組、安全運

転相談の充実など、申請者等の立場に応じた運転者施策を推進する。

(オ) 自転車その他の小型モビリティ対策の強化

自転車の安全な利用を促進するため、総合的な自転車対策を推進するとともに、特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティの登場により、多様化する交通主体全ての安全かつ快適な通行を確保するための取組を推進する。

(6) 災害、テロ等緊急事態対策の推進

ア 災害等対処能力の強化

(ア) 災害に係る危機管理体制の点検及び構築の持続的推進

平成30年7月豪雨災害等、過去の災害対応を教訓に、激甚化・頻発化している災害に備え、危機管理体制の点検及び災害発生時の早期構築について、持続的に推進する。

(イ) 災害等対処能力の強化

災害等発生時において、迅速かつ的確に対処するため、装備資機材の習熟訓練、実戦的な図上・対処訓練及び早期指揮体制を確立するための招集・伝達訓練等を継続して推進する。

また、自治体等が行う防災訓練に積極的に参加し、防災関係機関との連携を図る。

イ 官民連携によるテロ対策の推進

(ア) 官民一体となったテロ対策の強化

爆発物原料となり得る化学物質の販売事業者や同物質を取り扱う学校及び玩具煙火（花火）販売事業者並びに産業爆薬取扱事業者を個別訪問し、販売時における本人確認の徹底や不審者来訪時における通報を要請するなど爆発物を使用したテロの未然防止に向けた対策を推進する。

また、テロリストが利用する可能性があるホテル・旅館、インターネットカフェ、レンタカー事業者等との連携を強化し、テロ等違法行為の未然防止を図る。

(イ) 水際対策の推進

広島空港及び広島港をはじめとする国際港湾の関係機関と連携し、各種合同訓練や保安対策の強化を図るとともに、テロリスト等の入国を防止する各種システムを活用した水際対策を推進する。

(ウ) 警戒警備の強化

公共交通機関や米軍関係施設等の重要施設及び不特定多数の者が集まる施設等に対する警戒警備を徹底するとともに、施設管理者に対して自主警備の強化を要請する。

(エ) テロ対処能力の強化

広島県テロ対策パートナーシップ推進会議を活用した合同テロ対処訓練等、対処能力の強化に向けた取組を推進する。

ウ 経済安全保障の確保その他の対日有害活動対策の強化

経済安全保障の確保等、対日有害活動への対策を強化し、国際情勢の変化に適応した対策を推進する。

エ 要人に対する警護等の強化

警護等に必要な体制を強化するなどして、警護対象者に対する警護等に万全を期する。

オ ローン・オフエンダー等に対する対策の強化

いわゆるローン・オフエンダーその他不特定多数の者に危害を加えるおそれのある者に対し、効果的な部門間の連携による対策を推進する。

(7) サイバー空間の安全の確保

ア 体制及び人的基盤の強化

(ア) サイバー空間の脅威に対処するための体制の構築

高度な専門的知識及び技術を要するサイバー事案に対処するとともに、他部門の支援を行うことができる体制を構築する。

引き続き、各部門が一体となった広報啓発活動・被害防止対策の企画・実施等を実効的に行うための連携を推進する。

(イ) 優秀な人材の育成

情報技術の解析に従事する職員及び捜査員相互の教養への参加、人事交流の拡大、研修制度を活用した他部門捜査員の受入により、捜査・解析の両者に精通した優秀な人材層の充実を図る。

(ウ) 警察職員全体の対処能力の向上

能力検定の取得促進、eラーニングを活用した定期講習の受講等を通じて、継続的かつ定期的な教養を実施する。

イ 実態把握と社会変化への適応力の強化

(ア) 通報・相談への対応強化による実態把握の推進

被害通報を促進するための広報啓発及び民間事業者と連携した通報・相談促進に向けた気運の醸成に取り組む。

(イ) 実態解明と実効的な対策の推進

サイバー事案に対して厳正な取締りを推進し、犯行手口等の実態解明や被害の未然防止・拡大防止を図る。

(ウ) インターネット上の脅威情報等に対する厳正な対処の推進

違法・有害情報に厳正に対処するため、インターネット・ホットラインセンターからの通報及びサイバーパトロール等を通じて把握した情報を端緒として、事件化や削除依頼等を積極的に推進する。

ウ 部門間連携の推進

サイバー事案に対してサイバー部門と各部門が連携し、効率的かつ効果的な捜査及び被害防止対策を推進する。

エ 国際連携の推進

サイバー警察局、サイバー特別捜査部等と緊密に連携して、迅速かつ的確な国際捜査を推進する。

オ 官民連携の推進

(ア) 産学官の知見等を活用した対策の推進

関係機関や大学、各自治体と連携し、サイバー空間の脅威への対処経験を全体で蓄積・共有するなどの取組を推進する。

(イ) 民間事業者等における自主的な被害防止対策の推進

民間事業者・団体等と連携し、インターネット上の新たなサービスを悪用した事案等の情報を広く県民に共有する。

(ウ) 民間事業者等と連携した犯罪インフラ対策の推進

インターネット関連事業者等に対して、捜査等で明らかとなった犯行手口や被害実態等について情報提供を行うなどの犯罪インフラ対策を推進する。

(エ) 地域において活動する多様な主体との連携

サイバー防犯ボランティアや学校教育等と連携し、最新の情勢や犯行手口に関する

情報を提供するとともに、実効的な対策が講じられるよう必要な助言を行い、地域社会全体のインターネットリテラシーの向上を図る。

各種事業者に対し、サイバー空間をめぐる情報を発信するとともに、実践的な共同対処訓練等を実施し、多様な主体との連携による取組を推進する。

(8) 複雑化する社会に適応する警察運営の推進

ア 優秀な人材の確保と育成

(ア) 人材の確保に向けた取組

人口の減少・少子高齢化、民間企業の採用意欲の高まり等を背景に厳しい採用情勢が続く中、真に警察職員を目指す者又は警察業務に活かせる資格や学問を習得・履修している人材に向けて、社会の実情に応じた就職説明会の開催や若者世代のニーズに応じた広報ツールの活用など、組織を挙げて多彩かつ効果的な採用募集活動を強力に推進する。

(イ) 貴重な人材を育てる取組

採用試験に合格した内定者に向けて警察職員になることへの決意に資する情報を提供し、また、採用後も勤務意欲向上のため警察業務のやりがい・魅力を継続的に発信するなど、警察組織の人的基盤の維持・強化に結び付く取組を推進する。

イ 職務執行力強化に向けた各種教養・訓練の推進

(ア) 職務執行力強化に向けた取組の推進

a 職員の実務能力向上

実践塾の開催、実戦的総合訓練、警察本部研修への参加、eラーニングシステムを活用した自学自習やベテラン職員のリスキリングに関する教養を推進するなどして、職員の実務能力向上を図る。

b 若手を指導する指導者の指導能力向上

指導者同士による小集団討議、技能指導官による研修会等を実施するとともに、基礎的なコーチング技術や実習生に対する指導要領を修得する警察本部研修への参加等を通じて、指導者の指導能力向上を図る。

c 心に響く職務倫理教養の推進

所属長等による経験談、感謝事例を活用した職務倫理教養、警察改革の精神の浸透・深化に向けた取組等を推進し、誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観を備えた職員の育成を図る。

(イ) 術科訓練等の推進

a 術科訓練の継続実施

第一線の現場に必要な気力、体力を錬成し、基本的な術科技能を向上させるため、柔道、剣道等の術科訓練を継続的に実施する。

b 実戦的な訓練の推進

凶悪犯罪に的確に対処できる精強な執行力を確保するため、近接対処訓練、拳銃使用判断訓練、総合対処法訓練等、実際の現場で発生する可能性の高い事案を想定した実戦的な訓練を推進する。

c 運転技能及び安全運転意識の向上

運転技能及び安全運転意識の向上を図るため、対象者の特性に応じた運転訓練、運転者の心構えを徹底するための指導教養等を推進する。

ウ 警察力の最適化を図るための総合対策の推進

(7) 業務の効率化・合理化

警察行政に係るニーズ等の変化を的確に把握するとともに、組織の現状を俯瞰的に分析して、不断に業務の効率化・合理化のための見直しを行い、捻出した人的リソースを必要な地域・分野へ配分することにより柔軟な組織運営を推進する。

(イ) 全職員のワークライフバランスの実現に向けた働き方改革の推進

ワークライフバランスの実現のため、幹部職員が中心となり、全職員の更なる意識改革に向けた取組を推進する。

業務の見直しにより、時間外勤務時間の縮減や各種休暇の取得促進、仕事の進め方の改善を図り、仕事と育児・介護の両立支援制度の浸透や男性の育児参画に向けた職員の意識改革を図るとともに、様々な支援を必要とする職員が個別の事情に応じた働き方が選べるよう組織全体におけるサポート体制を促進する。

(ウ) 女性の活躍に向けた取組の推進

女性職員の能力・実績に応じた積極的な登用を推進するとともに、対話会等を開催してキャリア形成のイメージづくりを促し、女性職員の意識向上を図る。

また、女性職員の意見・要望を汲み上げ、働きやすい職場環境を整備する。

エ 計画的な警察施設整備の推進

地域の治安・防災拠点である警察施設の最適化を図るとともに、中長期的な視点に立った計画的な警察署、交番・駐在所等の整備を推進する。

オ 犯罪被害者支援の積極的な取組

警察が組織を挙げて取り組むべき内容を網羅した「広島県警察犯罪被害者支援基本計画」に基づいて各種施策を推進する。